

公立大学法人岐阜県立看護大学の第 2 期中期計画(素案)の概要

【1】根拠法令等

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項

設立団体の長（知事）により定められた中期目標を達成するための計画として、法人が作成。

【2】第 2 期中期計画期間

6 年間（平成 28 年度～平成 33 年度）

【3】策定手続き

県評価委員会からの意見聴取の後、設立団体の長（知事）の認可を受け、公表する。

（法第 26 条 1 項、3 項及び 5 項）

【4】第 2 期中期計画の考え方

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「本学」という。）は、岐阜県の看護の質向上に看護学の高等教育機関として寄与するという使命のもと、これまでの実績を発展させ、県民に提供される看護サービスの質向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた大学を設置し、管理することを目的としている。本学は、この目的を第 2 期中期計画においても引き続き掲げていくこととする。

こうしたことから、前記の目的を達成するため、看護学部においては看護職としての責任を遂行できる人材の育成、大学院看護学研究科博士前期課程においては看護実践を課題解決的に改革・改善できる人材の育成、及び博士後期課程においては、実践の改善・改革の研究を指導できる人材の育成を発展的に推進し、また、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核として看護学にかかる生涯学習支援を一層推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努めていく。

【5】第 2 期中期計画の内容についての説明

〔第 2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置〕

1 教育に関する目標を達成するための措置

看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の教育においては、各課程において付与すべき能力を確実に培う教育方法の開発を継続するとともに、これまでの教育方法を検証し、さらなる改善・充実を図る。

学生の確保においては、アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜を実施し、学生の支援においては、学修や学生生活に関わるニーズへの対応をより充実させる。また、卒業生・修了者に対する支援においては、本学と卒業生・修了者との相互交流のさらなる充実により、県内看護の質の向上に繋げると共に、職場定着や支援体制を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

個々の教員が各自の専門分野に応じた研究を実施し、看護学科及び看護学研究科の教育の質向上を図る。また、県内看護サービスの質向上に向けて、看護実践現場の改革を系統的に追究する看護実践研究を基盤に大学として組織的な研究を一層推進する。その研究成

果の公表に取り組むと共に、研究倫理における教員の研修体制を整備し、研究倫理教育の充実を図る。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

県内の看護の質向上に寄与する人材の供給として、実務看護職者の大学院看護学研究科への修学の促進を図り、修了者が取り組む職場での看護実践改革を支援すると共に、学生が自ら就職選択について意思決定できることを基本とし、県の関係機関や看護職能団体等との協働事業等多様な機会において県内保健医療機関の魅力を伝え、県内就業支援を強力に実施する。また、共同研究事業・看護実践研究指導事業等を開学からの実績を基盤に実施し、県内看護職者の生涯学修支援を継続すると共に、大学の有する知的資源と人材を活用し、県等が行う看護実践の改善・改革に向けた取組みに発展的視野をもって支援する。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

看護系大学の将来を見通した教員育成のため、引き続き、国内諸大学との学術交流を推進する。また、魅力ある教育研究環境や質の深化する教育研究への取組みとして、海外の看護系大学・保健医療機関等との組織的学術交流、及び海外の看護実践者・看護学研究者との個人的学術交流を推進する。

〔第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標〕

学長のリーダーシップのもと、業務運営体制を改善し、社会的に必要性が叫ばれているコンプライアンスについて大学活動全般での徹底を図る。

〔第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置〕

長期財政計画を策定し、大学運営の安定化に努める。

〔第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置〕

大学基準協会からも求められている大学教育の水准确保のため、自己点検・評価を基に内部質保証体制の充実を図る。また、ホームページ等の活用により充実した広報活動を展開する。

〔第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置〕

開学15年を経過したことから、施設の常時点検を推進すると共に、中長期修繕計画に基づいた適切な維持管理を行う。また、情報管理においては、情報セキュリティに関する教職員の意識啓発に努める。